

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 執行役員就任に伴う一時金

Q : 弊社では、取締役を執行役員にして経営をスリムにしたいと思っています。この場合に一時金を執行役員に支払うつもりですが、この一時金はどのように扱われますか？

A : 取締役としての職務に対応している場合には、原則として、退職所得として取り扱われます。

【解説】

所得税の基本通達では、使用人が執行役員に就任する際に支払われる一時金で、次のいずれにも該当するものについては退職所得に該当するとしています。

- ① 執行役員との契約は、委任契約又はこれに類するもの(雇用契約又はこれに類するものは含まない)であり、かつ、執行役員退任後の使用人としての再雇用が保障されているものではないこと
- ② 執行役員に対する報酬、福利厚生、服務規律等は役員に準じたものであり、執行役員は、その任務に反する行為又は執行役員に関する規程に反する行為により使用者に生じた損害について賠償する責任を負うこと

企業によっては、お尋ねのように、取締役を減らして執行役員にということもあるでしょうが、その場合であっても、その場合に支払われる一時金が取締役としての職務にだけ対応しており、それが退職金規程に基づくものであれば、原則として、退職所得として取り扱われることとなります。

